

(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例 (案)

逐条解説

令和6年10月

目次

I はじめに

- 1 「子どもの権利」とは……………1
- 2 三芳町において「子どもの権利条例」を考える意義……………2
- 3 「三芳町子どもの権利に関する条例(案)」策定までの経過……………3

II 「三芳町子どもの権利に関する条例(案)」構成と解説……………5

前文……………6

第1章 総則(第1条―第2条)……………8

第2章 子どもの大切な権利(第3条)……………10

第3章 子どもの権利を保障するために大人がしなければならないこと

(第4条―第9条)……………12

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第10条―第15条)……………15

第5章 施策の推進(第16条―第17条)……………20

附則……………21

参考資料……………22

I はじめに

1 「子どもの権利」とは

人は、生まれながらに「人としての尊厳や価値が守られ、幸せに生きるために必要な権利＝人権」をすべての人が持っています。そして「人権」は、すべての人にとって守られなければならない大切なものです。

その中で、子どもが人間らしく幸せに生きられ、そして元気に成長できるためには、子どもならではの保護や配慮が必要になります。例えば、教育を受けられたり、友達と遊んだり、きちんと休息をとったり、自分の意見や話を聞いてもらえたり、愛情をもって育ててくれる保護者がいたり…そうした子どもが必要とすることすべてが「子どもの権利」であり、子どもたち一人ひとりが持っている、大切な権利です。

「子どもの権利」については、平成元年(1989)11月20日、第44回国際連合総会において採択された「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)が世界共通の基盤となっています。「子どもの権利条約」は、18歳未満の子どもを対象とし、子どもたちが持つ人権(権利)を定めた条約のことで、日本は、平成6年(1994)に批准しました。

「子どもの権利条約」では、18歳未満の子どもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様にひとりの人間としてもつ様々な人権を認めるとともに、成長の過程にあつて保護や配慮が必要といった、子どもならではの権利も定めています。また、「子どもの権利条約」においては、子どもが権利の保有者であり、それを守る義務の担い手は国(大人)です。国は、法律や政策などを通じて、条約に定められた子どもの権利の実現につとめなければなりません。

「子どもの権利条約」は、前文と54条の条文から成り立っています。「子どもの権利条約」の定める様々な権利に共通する基本的な考え方は、一般原則(または4つの原則)と呼ばれています。この一般原則は、あらゆる子どもの権利の実現を考えるとときに合わせて考えることが大切であり、これらの原則は、日本における子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」(令和5年4月1日施行)にも取り入れられています。

【「子どもの権利条約」一般原則(出典:公益財団法人 日本ユニセフ協会)】

・差別の禁止(第2条)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

・子どもの最善の利益(第3条)

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとってもっともよいことは何か」を第一に考える。

・生命、生存及び発達に対する権利(第6条)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

・子どもの意見の尊重(第12条)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

2 三芳町において「子どもの権利条例」を考える意義

平成元年(1989)11月20日に国際連合総会において「子どもの権利条約」が採択され、その後、平成6年(1994)に日本はこの条約に批准しました。国が条約を批准することは、子どもの権利を守る第一歩ですが、条約に批准すれば子どもの権利が守られるわけではありません。「子どもの権利条約」には、国や社会に子どもを守る義務について明示し、その責任も定めています。子どもに関わるすべての大人が子どもの権利を理解し、この条約に記された権利が実現されるように取り組むことが求められています。

条約を結ぶことは国の役割ですが、子どもが実際に生活している場は地域社会です。子どもは、家庭・学校・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。大人はつい、子どもを保護の対象と考え、「まだ子どもだから」あるいは「こうした方が良い」「こうしなさい」など、子どもであることを理由に行動を制限したり、行動を管理しがちです。子どもの権利では、「育つ権利」が制限されている状態にありました。この「育つ権利」を支えるのが、「意見を表す権利＝子どもの意見の尊重」です。子どもは、大人の意見を押し付けられるのではなく、自らの意見を表し、その意見が十分に考慮される体験を通じて、対話と納得を繰り返しながら、主体的に考え行動する力を育んでいきます。

日々変わっていく世の中を生きるこれからの子どもたちには、町の歴史や文化に誇りをもちながら、地球市民として世界に目を向け、持続可能な未来のために考え行動する力を養ってほしいと考えています。条例の策定過程や制定後の運用を通じて、大人は子どもへの関わり方を再認識し、捉えなおすことで、未来を託す子どもの成長・発達につなげます。地域社会において「子どもの権利条約」の理念を現実化し、その権利を守るための仕組みづくりの根拠が、自治体が策定する「条例」です。「条例」に規定されたことは、将来にわたって継続されることになります。そのため、「(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例(案)」の策定が、今の子どもたちだけでなく、未来の子どもたちに向けたメッセージにもなるのではないかと考えます。



【子ども＝権利の保有者】

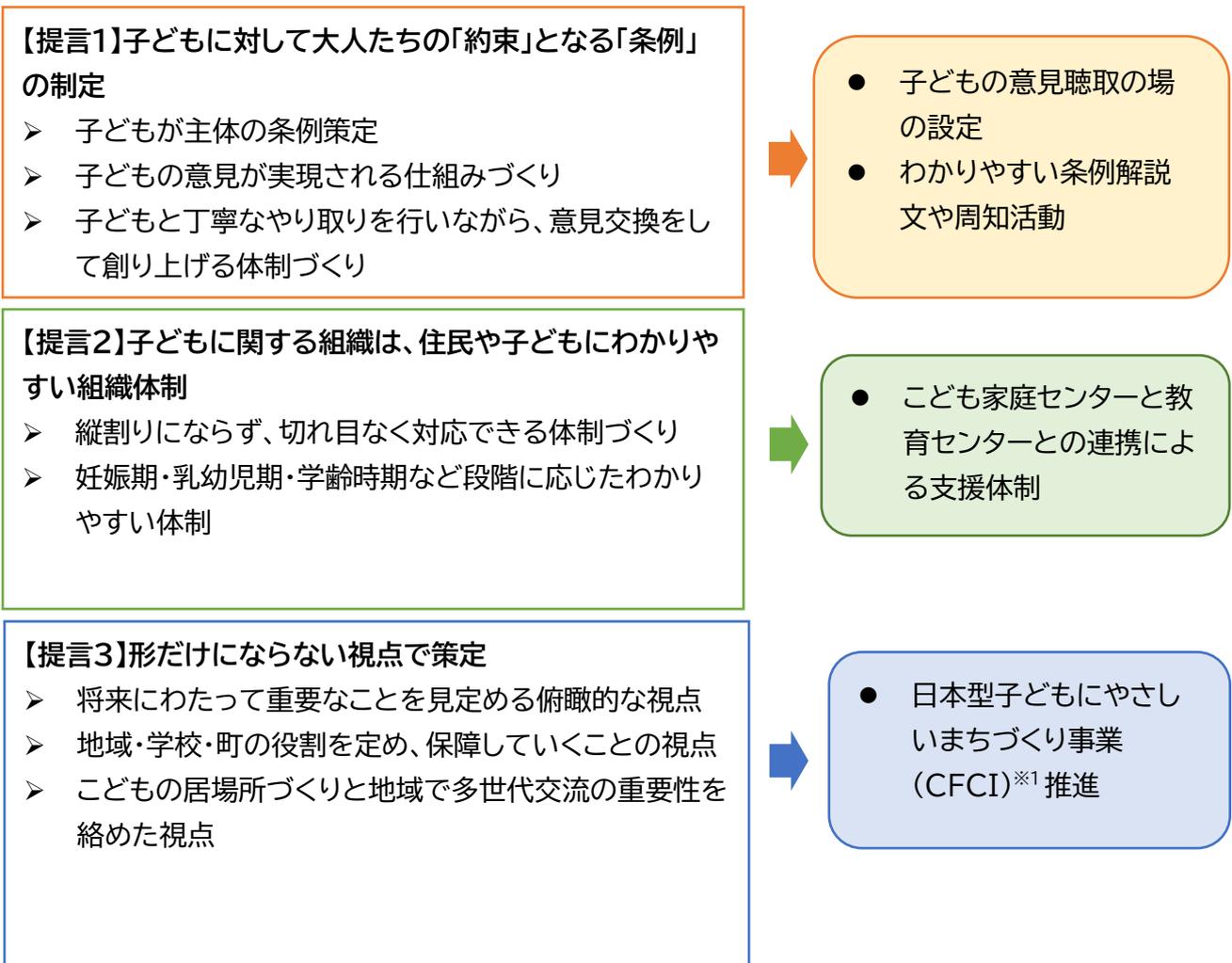


【大人＝義務の担い手】

3 「(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例(案)」策定までの経過

(1)三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」教育大綱・こどもの権利プロジェクト」

令和5年度三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」教育大綱・こどもの権利プロジェクト(以下、「教育大綱・こどもの権利プロジェクト」という)において、三芳町総合計画の教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するための「教育大綱」の策定についての意見聴取及び子どものウェルビーイング向上を図るための「子どもの権利」について研究を行い、下記3つの提言が出されました。この提言に基づき、「(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例(案)」策定にあたって考慮する項目は以下の通りです。



※1 日本型子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)

ユニセフ本部等の基準を参考に、日本型モデルを作成。子どもと最も身近な行政単位である市町村が、子どもの権利条約を具現化するために行う取組のこと。令和6年4月現在、5つの自治体(ニセコ町、安平町、富谷市、町田市、奈良市)が承認され、候補自治体として豊田市がある。

CFCI=Child Friendly Cities Initiative の頭文字

(2) 推進体制

町のこども政策の一環として、「(仮称)子どもの権利に関する条例(案)」策定にあたり、庁内検討組織として、「こども政策推進本部」(以下、「推進本部」という。)を設置し、推進本部において他自治体における子どもの権利条例などについて研究、条例案の決定を行いました。

また、条例の内容について様々な視点から検討を図るため、「子どもの権利条例等検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置しました。検討委員会では、町が制定を目指す条例の内容に関して、学識者や子どもに関する活動を行っている団体・住民などの幅広い観点からの意見聴取を行いました。検討委員会からの意見は以下の通りです。

【検討委員会からの意見】

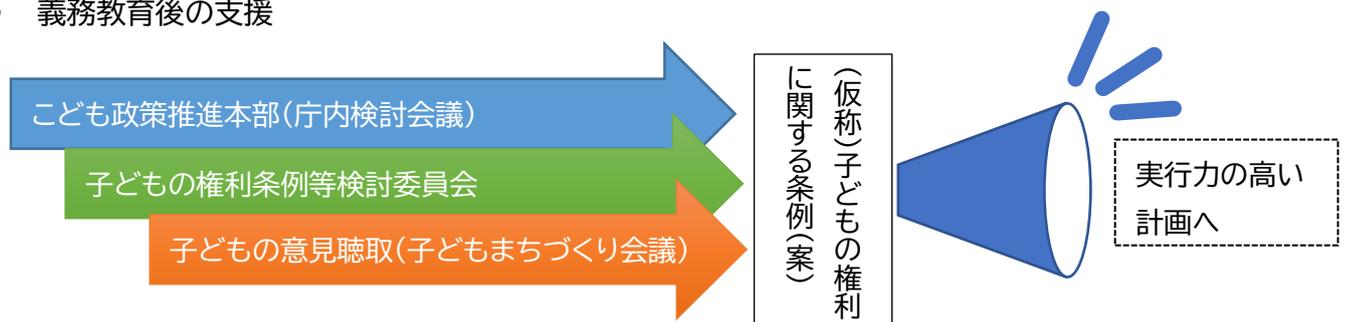
- 子どもにもわかりやすい言葉でつくる条例
- 大人が子どもに約束する条例
- 町の本気度が伝わる条例
- 三芳らしさがでる条例
- 総合計画との整合性が取れた条例

(3) 子どもからの意見聴取

令和6年7月20日(土)と8月31日(土)に、(仮称)子どもの権利に関する条例策定に係る意見聴取「子どもまちづくり会議」を実施しました。参加児童・生徒からは、下記のような意見を出されました。
参加児童・生徒数 のべ 56 名 小学校 5 年～高校2年生

【条例に盛り込んでほしいこと】

- 子どものいじめ対策
- 子どもの居場所づくり、子どもの体力・自由な外遊びの確保
- 子どもの健康の環境
- 町のみどりを守る取組
- コンパクトな町の特性を活かす取組
- 子育て家庭の支援/特別なニーズがある子ども家庭への支援
- 相談体制
- 子どもの意見を聴く会議などの設置
- 暴力・危害・虐待への取組
- 貧困対策
- 義務教育後の支援



Ⅱ 「(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例(案)」の構成と解説

前文	
第1章 総則	第1条 目的 第2条 定義
第2章 子どもの大切な権利	第3条 守られる子どもの大切な権利 (1)命が守られ成長できること (2)差別のないこと (3)子どもにとって最もよいこと (4)子どもの意見の尊重
第3章 子どもの権利を保障するために大人がしなければならないこと	第4条 共通の役割 第5条 町の役割 第6条 保護者の役割 第7条 地域住民の役割 第8条 育ち学ぶ施設の関係者の役割 第9条 事業者の役割
第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進	第10条 子どもの権利の普及・啓発 第11条 子どもの居場所づくりの推進 第12条 意見表明及び参画の促進 第13条 子どもの安全の確保 第14条 権利の侵害からの相談と救済 第15条 保護者への支援
第5章 施策の推進	第16条 計画の策定及び検証 第17条 推進体制
附則	(施行期日)

前文

本条例では、前文として条例の基本的な考え方や町の想いを表しています。

前文

三芳町は、平地林に代表される美しい自然、悠久の歴史、受け継がれてきた多くの文化を守り伝えてきました。これからも、先人たちが拓き、守り伝えてきたものを町の未来を担う子どもたちにつなげていくとともに、子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。そうした子どもにやさしいまちは、三芳町に暮らす人や訪れる人、三芳町と様々に関係する人にとっても、やさしいまちへとつながっていきます。

世界に目を転じると、これから生きる子どもたちには、三芳町の自然・歴史・文化に誇りをもちながら、地球市民として世界を広く見渡し、異なる文化や価値観を理解し、持続可能な未来のために考え行動する力が必要とされています。そのような世界を知る機会を創出することは、子どもたちの中に広く人権や多様性を尊重する意識を育むだけでなく、世界の人々と共に歩むことのできる、持続可能な社会の創り手としての成長にもつながっていきます。

子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその権利が保障され、大人は、子どもの権利を守る義務の担い手として、子どもが安心して暮らし、豊かに成長することを保障し、子どもの声を聴き、子どもと共に育ち合う環境づくりを進めることが必要です。「(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例」は、平成元年(1989)11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、誰一人取り残されることなく、子どもが幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、大人が子どもに約束する条例として、この条例を制定します。

【解説】

- 「(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例(案)」は、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもにとっての最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、大人が子どもと約束する条例としての姿勢を表しています。
- 子どもは「大人から守られる存在」だけでなく、大人と同様に一人の人間として人権(権利)を持っています。
- 大人は子どもの権利を守る義務の担い手として、子どもが安心して暮らし、豊かに成長することを保障します。
- 町は、特徴的な自然や歴史、文化を大切にしてきました。そうした自然・歴史・文化を大切にするとともに、未来を担う子どもたちが将来に夢と希望をもって成長していけるよう、子どもにやさしいまちをめざします。なお、子どもにやさしいまちの取組については、第4章に規定します。

★子どもまちづくり会議意見★

「町のみどりを守る」:町はみどりや自然が代表的なイメージ、その緑を守ってほしい

「ウェルビーイングなまち」:「世界のことを取り入れ、より良い三芳町をつくる」

第1章 総則(第1条—第2条)

第1章では、本条例の目的や言葉の意味について規定しています。

(目的)

第1条

この条例は、児童の権利に関する条約に基づき、子どもが安心して生き、健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、誰一人取り残されず、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とする。

【解説】

- この条文では、条例の目的を規定するものです。
- この条例における子どもの権利の考え方は、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に基づいています。
- 子どもにやさしいまちづくりの推進に必要なことがらを定めます。

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者又は他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 大人 前号を除く町及び第3号から第6号に掲げる者を含む、子どもの育ちに関わる者をいう。
- (3) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいう。
- (4) 地域住民 町内に在住、在勤もしくは在学する者(第1号に規定する子どもを除く)又は町内で市民活動する団体をいう。
- (5) 育ち学ぶ施設の関係者 子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設、その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設の関係者をいう。
- (6) 事業者 町内で事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。

【解説】

- この条文では、条例で使用する言葉の意味について規定するものです。
- 子どもの定義における「他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」とは、育ち学ぶ施設に在籍する18歳以上のもの(例えば高校生年代)、児童福祉施設を18歳で退所した後の支援が必要な人などが想定されます。
- 大人については、町、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業所を含む、子ども

の育ちに関わる人(子どものものを除く)を規定します。

- 地域住民における「市民活動する団体」とは、営利を目的としない自主的な公益活動を行う団体を想定しています。
- 育ち学ぶ施設には、町内にある保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、児童館、学童保育室、子育て支援センター、公民館、資料館、体育施設、文化会館などが該当します。
- 事業者は、事業の経営主体のことを指します。法人格が与えられているかは問いません。

第2章 子どもの大切な権利(第3条)

第2章では、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に基づき、守られる子どもの大切な権利を示しています。

(守られる子どもの大切な権利)

(条例素案)第3条

子どもは、児童の権利に関する条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障される。

第2項 次の各号に示すことは、あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに考慮されなければならない。

(1)命が守られ成長できること

子どもは、その命が守られ、愛情をもって生まれ、成長や発達が最大限保障される。

(2)差別のないこと

子どもは、生まれ育った環境、状況、人種、国籍、宗教、性自認、障がいの有無等に関わらず、いかなる差別も受けない。

(3)子どもにとって最もよいこと

子どもに関することを決定または実施するときは、子どもにとって何が良いかを一番に考える。

(4)子どもの意見が尊重されること

子どもは、自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができる。また、その意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重される。

【解説】

- 子どもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体として位置づけ、大人と同様に一人の人間として大切な人権があることを認識するものです。
- 各号に示した内容は、あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに合せて考慮される一般原則を表しています。
- 命を守られ成長できることは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」第6条に規定されたもので、すべての子どもは生きる権利・育つ権利をもっています。必要な医療を受け、健康的な生活及び社会環境が確保されることを表しています。
- 差別のないことは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」第2条に規定されたもので、すべての子どもは国、性、言葉、宗教、経済的な格差、保護者との関係などその他あらゆる理由によって差別することを禁止しています。
- 子どもにとって最もよいことは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」第3条に規定されたもので、子どもに関係があることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければならぬことを規定しています。
- 子どもの意見の尊重は、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」第12条に規定されたもので、子どもは、自分に関係のあることについて自由に意見を表す権利を持っていることを示しています。

また、その意見は、子どもの成長や発達に応じて十分考慮されなければなりません。

第3章 子どもの権利を保障するために大人がしなければならないこと (第4条-第9条)

第3章では、子どもの権利を保障するために、町、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者(以下、町、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者については、「大人」という。)それぞれの役割について規定しています。

(共通の役割)

第4条

大人は、子どもの大切な権利を理解し保障をする上で、相互に連携を図り協力する。

第2項 大人は、子どもが自らの権利を理解し、自己を大切にし、他者を大切にする豊かな人間性を培うことができるよう支援に努める。

第3項 大人は、子どもの心身の健康維持及び増進を図るよう努める。

第4項 大人は、子どもが意見を表明する機会を確保し、社会参画を促進するため、子どもの主体的な活動の支援に努める。

【解説】

- この条文では、子どもの権利保障における大人の共通の役割を規定しています。
- 大人が子どもに対しての約束として子どもの大切な権利を理解し、その保障をするために、全町が一体となって連携・協力します。
- 大人は、子どもが自らの権利を理解できる機会の提供を図ります。
- 子どもが権利の主体であることを理解し、自分と自分以外の人を大切にする人間性を培うことができるように、大人はその支援に努めます。
- 大人は、子どもの心身の健康及び増進を図るよう努めます。
- 大人は、子どもが意見を表明する企画を確保します。また、社会参画できるように、子どもの主体的な活動を推進し、その活動の支援に努めます。

★子どもまちづくり会議意見★

「子どもの健康」:体調を崩すと幸せでなくなる

(町の役割)

第5条

町は、子どもの権利を保障するため、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、協力して、子どもにやさしいまちづくりを推進する。

第2項 町は、子どもにやさしいまちづくりを推進する上で、子どもが意見表明しやすい体制を構築し、その意見を尊重し、反映させる措置を講ずる。

第3項 町は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行う。

【解説】

- この条文では、子どもの権利保障における町の役割について規定します。
- 子どもにやさしいまちとは、子どもの権利が保障され、子どもが身体的・精神的・社会的に良い状態で過ごすことができるまちをいいます。
- 町は、子どもの権利の保障を総合的に推進していかなければなりません。そのために、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携、協力体制を構築する必要があります。
- 町は、子どもの権利を推進するにあたり、子どもやその保護者、その他関係者が意見を言いやすい体制を作り、その意見を尊重して、反映するために必要な措置を講じます。
- 町は、子どもにやさしいまちづくりを推進するにあたり、大人がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。

(保護者の役割)

第6条

保護者は、子どもが権利の主体であることを理解し、その人格と尊厳を尊重し、子どもが愛されて幸福を感じながら健やかに育つことのできる環境の確保に努める。この場合において、保護者は、必要に応じて町に相談し、支援を求めることができる。

【解説】

- この条文では、子どもの権利保障における保護者の役割について規定します。
- 保護者は、子どもの権利を理解し、虐待、もしくは過剰な叱責などにより子どもの尊厳を傷つけることのないように養育を行わなければなりません。
- 保護者は、子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対して「第一義的責任」がありますが、子育てに不安や負担を感じる場合は、行政のみならず支援につながる機関への相談や必要な支援を受けることができます。

(地域住民の役割)

第7条

地域住民は、子どもが権利の主体であることを理解し、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努める。

【解説】

- この条文では、子どもの権利保障における地域住民の役割について規定します。
- 子どもにやさしいまちを作るためには、一人ひとりの住民が、子どもが地域とかかわりを持って育つことの大切さを理解し、子どもたちを地域全体で育てていくという意識をもつことが大切です。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第 8 条

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境を保ち、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができる機会を確保する。

第 2 項 育ち学ぶ施設の関係者は、町、保護者、地域住民及び事業者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進する。

【解説】

- この条文では、子どもの権利保障における育ち学ぶ施設の関係者の役割について規定します。
- 育ち学ぶ施設の関係者には、子どもが安全で安心して過ごすことができるように、施設環境を整え、子どもからの相談やその支援体制、学習環境、様々な体験等の機会を提供し、子どもが豊に成長することができるよう機会を確保します。
- 育ち学ぶ施設の関係者は、関連する人との適切な情報共有を行い、連携に努めます。
- 育ち学ぶ施設のきまりが子どもの権利を侵害することがないよう、子どもの権利の理解を深めなければなりません。

(事業者の役割)

第 9 条

事業者は、子どもの権利を理解し、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、適切な配慮を行う。

第 2 項 事業者は、子どもを養育する者が、子育てと仕事等を両立することができるよう環境を整え、子どもに不利益が及ばないよう必要な配慮に努める。

第 3 項 事業者は、子どもが地域とかかわりを持って育つことの大切さを理解し、子どもが地域の一員として参加する機会をつくり、その支援に努める。

【解説】

- この条文では、子どもの権利保障における事業者の役割について規定します。
- 事業者は、子どもの権利を理解し、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、適切な配慮が必要です。
- 事業者は、子どもを養育する者が、子育てと仕事を両立することができるよう、環境整備に努め、子どもに不利益が及ばないように配慮する必要があります。
- 事業者は、子どもは未来の従業員という意識をもち、子どもが社会に参画する機会に対して、できる範囲で協力することを示しています。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第10条-第15条)

第4章では、子どもの権利を保障するため、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する内容について、大人が行う行動指針を示しています。

(子どもの権利の普及と啓発)

第10条

町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報・啓発活動を行う。

第2項 町は、子どもの権利が町外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障については、ほかの地方公共団体との連携及び協力を図る。

【解説】

- 子どもは、権利の主体として子どもの権利を知る権利があります。町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を確保する必要があります。
- 子どもの権利の保障は、自治体という地域で区切られるものではありません。そのため、必要に応じて、他自治体と連携を図りながら、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 権利の学習については、情報の提供のみならず子どもが主体的・自主的な活動を通じて権利の大切さを知る機会も重要です。

(子どもの居場所づくりの推進)

第11条

大人は、子どもの意見を聴き、子どもの視点に立ち、子どもが安心して自分らしく過ごすことのできる居場所づくりを推進する。

第2項 大人は、子どもが自然と触れあうこと、多様な人との交流、様々な体験などの活動を行うことにより、豊かな人間性を育むことができる機会の提供に努める。

第3項 大人は、前項を推進するにあたり、子どもの年齢、発達及び状況に応じた配慮に努める。

【解説】

- この条文では、大人が、子どもが自分らしく過ごすことのできる居場所づくりに努めることを規定しています。
- 子どもの居場所づくりに関する基本的事項や視点については、「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日 こども家庭庁)に基づきます。
- 子どもの居場所については、子どもが過ごす場所、時間、空間、人との関係性、遊びや体験活動などすべてが子どもの居場所になり得ます。
- その「場」や「対象」を居場所と感ずるかどうかは、子ども本人が決めることで、子どもの主体性を大切にすることが求められます。

- 大人は、子どもが自分らしく過ごすことができる居場所として、子どもが利用する場合は、子どもの意見を聴き、子どもの視点に立った利用しやすい環境や工夫がなされることが求められます。
- 大人は、子どもが豊かな人間性を育むことができる機会の提供に努めます。
- 子どもの居場所づくりについては、子どもがおかれた状況、成長の過程に応じて、子ども一人ひとりに合わせた支援や配慮を行う必要があります。

★子どもまちづくり会議意見★

「子どもの体力・自由な外遊びの確保」:外遊びがあれば幸せにみんなで遊べる

「子どもの居場所づくり」:自分の居場所がある・人とのかかわりがあると良い

学校や家庭以外の居場所があれば安心

(意思表示及び参画の促進)

第12条

町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関わることを決定し、実行するにあたり、子どもの年齢及び発達に配慮しながら子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、その意見を反映にあたっては、子どもの最善の利益を優先して考慮する。

第2項 町、地域住民及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが地域の一員として意見を表明しやすい環境の整備に努める。

第3項 町、地域住民及び育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、発達またはその他の理由によって、自らの意見を表明できない子どもに対しては、その意思を汲み取り、必要に応じてその意見の表明を支援するように努める。

第4項 町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの参画を促進するため、子どもに関わる施策についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信する。

【解説】

- この条文では、子どもに関する施策の推進にあたっては、子どもの意見を聴き、適切に反映することを規定しています。
- 町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見を年齢及び発達に配慮しながら子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、意見の反映にあたっては、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えなければなりません。そのため、子どもの意見がその年齢及び発達の状況に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較して合理的に判断した結果、子どもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、子どもの意見とは異なる結論が導かれることがあります。
- 町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見表明をしたことによる不利益を受けないよう、配慮しなければなりません。
- 町、地域住民及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を言いやすいように環境を整える必要があります。また、子どもの意見表明が促進されるよう、子どもの意見表明を支援する人材の育成に努

める必要もあります。

- 町、地域住民及び育ち学ぶ施設の関係者は、幅広い意見を聴取し適切な反映につなげるため、幼児や障がいがある子ども、外国にルーツのある子ども、うまく自分の意思を伝えられない子どもについては、身近な保護者や関係性が構築されている大人がその気持ちを汲み取ることを通じて、その意見の表明を支援することも必要です。
- 町、地域住民及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが知りたいと思ったことに対して真摯に受け止め、わかりやすく発信する必要があります。また、子どもから聞いた意見に関しては、その結果について、適切に説明することに努める必要があります。

★子どもまちづくり会議意見★

「コンパクトなまち」:意見が聴きやすい特徴を活かして、住民の意見を取り入れることができれば、町がより良くなるコンパクトなので、子どもの意見を聴きやすい
「気軽に意見交換の機会を作る」:学校で友達に会え、おしゃべりをしているときは幸せ

(子どもの安全の確保)

第13条

大人は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを推進する。

第2項 大人は、子どもが権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進する。

【解説】

- この条文では、大人が、子どもが健やかに育っていくために、安全安心できる環境をつくっていくことを規定しています。
- 大人は、子どもを犯罪、事故、その他の危害から守るための施策を推進しなければなりません。なお、災害等においては、子どもの成長に配慮した安全の確保や取組が必要です。
- 大人は、いじめ・体罰・虐待等の権利侵害からの防止、早期発見と対処に努め、安心して生活でき、学ぶことができる環境を整備しなければなりません。

★子どもまちづくり会議意見★

「子どものいじめ対策」:幸せでないので、いじめは良くない
「暴力・危害・虐待への取組」:被害にあっている子どもが幸せになるように

(権利の侵害からの相談と救済)

第14条

町及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利の侵害を受けたときに、安心して相談し、救済を求めることができる体制を整備する。

第2項 大人は、子どもが権利の侵害を受けていると思われる子どもを適切かつ速やか

に救済するために、関係機関と連携し、協力し、必要な支援を行う。

【解説】

- この条文では、子どもの権利保障において、町が子どもからの相談を受け止め、必要な救済につなげる体制整備を規定しています。
- 子どもの権利の侵害に対しては、言葉等による直接的な相談だけでなく、子どもと関係性を構築している大人からの間接的な相談に対しても、対応する必要があります。
- 子どもからの相談内容については、子どもの意思と尊厳を尊重しつつ、子どもの不利益とならないような配慮、支援が必要です。

★子どもまちづくり会議意見★

「相談体制」:関わりの中で相談できる人がいる、話し合える、そして自分の居場所になる相談できることで、安心な三芳町になる

「貧困対策」:美味しいご飯が食べられる、大好きなものを食べていると幸せだから

(保護者への支援)

第 15 条

町は、すべての保護者が第 6 条に規定する役割を果たすために、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりに努める。

第 2 項 町は、障がいがある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他困難を抱えている子ども及びその家庭に対し、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民と連携し、協力して必要な支援を行う。

【解説】

- この条文では、子どもを養育する保護者(家庭)に対する支援について規定しています。
- 町は、保護者の子育てにおける孤独感・孤立感をなくし、負担を軽減するため、経済的支援のほか、必要な子育て支援サービスの提供を行います。
- 町は、保護者が子育てにおいて孤独感を感じることがないように、保護者が安心して相談でき、集える場所の提供になど、子育てしやすい環境づくりに努めます。
- 町は、困難を有する子どもとその家庭に対し、関連する機関や地域住民と連携・協力し、必要な支援を行います。
- 町は、若者対策について、今後計画を策定していく予定です。

★子どもまちづくり会議意見★

「特別なニーズのあるこども家庭への支援」:支援があれば子どもが幸せになる

「子育て支援」:経済的な支援があれば、普段はお出かけはできない子もできるようになる

第5章 施策の推進(第16条―第17条)

第5章では、子どもにやさしいまちを実現するため、町が行う施策とその推進体制について規定しています。

(計画の策定及び検証)

第16条

町は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、計画を策定する。

第2項 町は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表する。

【解説】

- この条例が規定する子どもに関する施策(計画)は、総合計画及び自治体こども計画に基づく施策や、ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業等を含んでいます。
- ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業については、日本型子どもにやさしいまちづくりについては、計画に基づいた事業の実施を推進し、チェックシートに基づいた自己評価と自己評価開示による住民からの意見聴取が必要とされています。これらの評価に対して、ユニセフにおける第三者評価特別委員会による評価が実施されます。

(推進体制)

第17条

町は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に必要な総合的な調整を行う。

第2項 町は、子どもにやさしいまちづくりの推進や子どもに関する施策について、子どもが意見を表明し、参画する場として、子どもによるまちづくりのための会議を置くことができる。なお、この会議は、その主体である子どもが定める方法により、意見をまとめ、町に提出することができる。

【解説】

- この条文では、子どもにやさしいまちを実現するための推進体制を規定します。
- 町は、子どもにやさしいまちを実現するために、庁内体制を整えます。
- 総合計画との整合性を図り、各課横断的な取組を実施します。
- 町は、子どもにやさしいまちづくりの推進や子どもに関する施策について、子どもが意見を表明し、参画する場として、子どもによるまちづくりのための会議を設置することができます。この会議は、その主体である子どもが定める方法により、意見をまとめて、町や関係機関に提出することができます。
- 子どもによるまちづくりのための会議の開催等に必要な事項は、別途要綱で定めます。

★子どもまちづくり会議意見★

「子ども会議、子どもにやさしいまちづくり推進会議などの設置」

:子どもによる会議は大人が子どもの考えを予想して考えるのではなく、子どもの意見が聴けるので、町が子どもにやさしいまちになる

附則

附則では、本条例の施行期日について、規定しています。

附則

(施行期日)

1 本条例は、令和6年12月 日から施行する。

【解説】

○ 本条例の施行期日を規定するものです。

【参考資料】

(1)「三芳町子どもの権利に関する条例(案)」策定までの経過

日程	内容
令和6年 5月23日	第1回 こども政策推進本部 (議題)「(仮称)子どもの権利に関する条例」策定及び子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)推進方針について
令和6年 5月31日	第1回 子どもの権利条例等検討委員会 委嘱状交付 委員長・副委員長選出 諮問 (議題)「(仮称)子どもの権利に関する条例」策定方針 子どもの意見聴取方法について
令和6年 6月17日	第2回 こども政策推進本部 (報告事項)第1回子どもの権利条例等検討委員会 実施報告 (議題)「(仮称)子どもの権利に関する条例」骨子(案)
令和6年 6月27日	第2回 子どもの権利条例等検討委員会 (議題)「(仮称)子どもの権利に関する条例」骨子(案) 子どもの意見聴取(子どもまちづくり会議)について
令和6年 7月12日	第3回 こども政策推進本部 (報告事項)第2回子どもの権利条例等検討委員会 実施報告 (議題)「(仮称)子どもの権利に関する条例」素案 ユニセフ日本型 CFCI 候補自治体参加申請書の提出
令和6年 7月20日	第1回 子どもまちづくり会議 (場所)町立中央公民館 (参加者)小学5年生から高校2年生 (参加人数)31名
令和6年 7月25日	第3回 子どもの権利条例等検討委員会 (報告事項)「第1回子どもまちづくり会議の実施報告」 (議題)「(仮称)子どもの権利に関する条例」素案
令和6年 8月31日	第2回 子どもまちづくり会議 (場所)三芳町役場 (参加者)小学5年生から高校1年生 (参加人数)25名
令和6年 9月4日	第4回 子どもの権利条例等検討委員会 (報告事項)「第2回子どもまちづくり会議の実施報告」 (議題)「(仮称)子どもの権利に関する条例」(案)

答申の方向性について	
令和6年 10月2日	第5回 子どもの権利条例等検討委員会 (議題)「(仮称)子どもの権利に関する条例」(案) 答申(案)について
令和6年 10月7日から 11月6日予定	「(仮称)子どもの権利に関する条例」(案)に関するパブリック・コメント
令和6年 10月9日から 10月28日予定	「(仮称)子どもの権利に関する条例」(案)小・中学生対象 Web アンケート

(2)子どもの権利等検討委員会名簿

役職	氏名	区分
委員長	仲野 忠男	人権擁護委員
副委員長	飯塚 結花	子ども食堂
学識経験者	矢尾板 俊平	淑徳大学 地域創生学部
学識経験者	野村 武司	東京経済大学 現代法学部
委員	八木澤 静子	主任児童委員
委員	渡辺 秀行	青少年相談員
委員	鴛淵 有希子	住民代表
委員	加藤 哲郎	学校教育課 教育センター

(3)子どもの権利等検討委員会 諮問文

三芳こ発第113号
令和6年5月31日

三芳町子どもの権利条例等検討委員会委員長 様

三芳町長 林 伊佐雄

(仮称)子どもの権利に関する条例(案)について(諮問)

(仮称)子どもの権利に関する条例の策定にあたり、三芳町子どもの権利条例等検討委員会第2条の規定に基づき、貴検討委員会の意見を求めます。

(4)子どもの権利等検討委員会 答申文

令和6年10月2日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町子どもの権利等検討委員会
委員長 仲野 忠男

「(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例(案)」について(答申)

令和6年5月31日付け三芳こ発第113号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を行った結果、本条例を妥当であると認めたので、ここに答申します。

なお、本条例は、「児童の権利に関する条約」に基づき、子どもの権利を保障するために大人が子どもと約束するものです。本条例の基本的な理念のもと、下記事項に十分留意し、子どもに関わる施策が子どもの意見を反映したものとなり、子どもにやさしいまちづくりが推進されることを期待します。

記

- 1 本条例を広く住民に浸透させるために、わかりやすい表記を心がけて、普及及び啓発に努めること。また、子どもには、自分が持つ権利を知る機会を設けること。
- 2 未来を担う子どもたちが、自分と他者を大切にし、今を幸せに生き、将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう、実効性のある行動計画を策定し、実行すること。
- 3 子どもに関係することを考えたり決めたりするときには、様々な方法で広く子どもの意見を聴くとともに、多くの子どもが安心して意見を表明できるような工夫と配慮がなされること。
- 4 施策の推進にあたっては、関係各課との連携を図り、子どもにとって一番よいことを考えて、子どもにやさしいまちづくりを推進すること。